

## 環境保全への迫られた打開策 ～徹底しない分別・資源化への低い意識～

# 1 ごみ有料化の 目的は？

日常生活から発生するごみの中で、リサイクル不可能なものは『ティッシュペーパー・掃除機で吸い取ったちり・たばこの吸い殻』の3品目とされています。

これ以外は、各家庭で一人ひとりが意識して正確に毎日分別すれば、再資源化が可能です。地域活動などを通じて、さまざまな環境保全活動が展開されています。しかし、必ずしも予想通りの効果が表われているわけではありません。

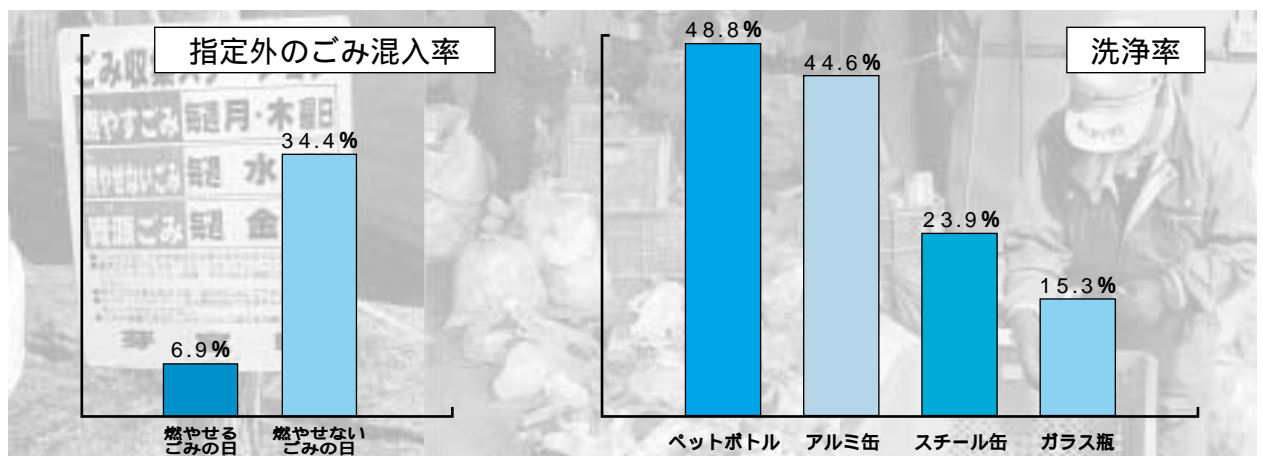
個人や家庭単位で徹底したごみ分別と資源化への意識が高まらなければ環境悪化に歯止めがかからない事態は続いていきます。ごみ有料化は次世代へ環境を引き継ぐために迫られた打開策の一つです。

### 有料化は住民負担の公平化

家庭系ごみの有料化は、一人ひとりの住民が循環型社会で負担しなければならぬ労務的負担（分別・生ごみ堆肥化の手間）、心理的負担（透明の袋での排出等）、経済的負担（割高のエコ商品活用等）を自主的に選択し、公平性を確保する手立てです。

住民生活はすべて一様ではありません。環境保全重視の生活を尊重する住民は、労務・心理的負担を担うのに対し、ごみ処理経費が軽減されます。便利さを追及する住民はその逆ということになります。

### ごみ分別の実態（H12）



# 2 ごみ有料化のしくみは？

ごみ排出が少なければ費用負担は少なく  
多ければ負担は大きく

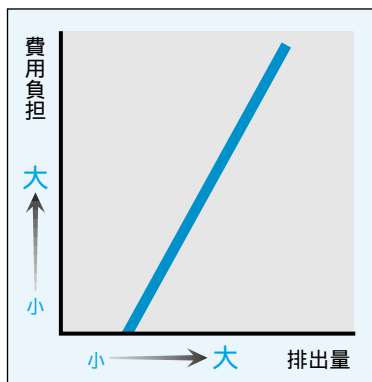
ごみ処理有料化とは

有料化には、排出量に応じて料金が增える『従量制』、排出量に関係なく一定額を徴収する『定額制』および『多量の場合のみ』を有料とする3つの方法があります。

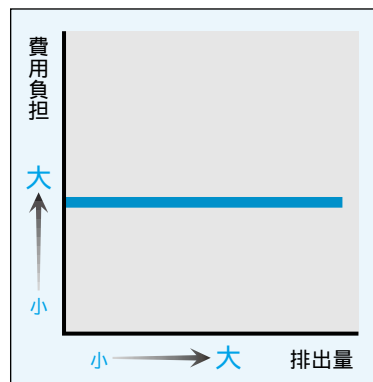
全国的に見ると、家庭系ごみを有料化している市町村は全体の35%にのぼり、このうち半数以上の市町村が従量制を採用しています。ただし、市のみでいえば、有料といえども『多量の場合のみ』という新方式も採用されつつあります。一方、従量制の料金徴収は、有料のごみ袋を市町村が指定する方法が一般的ですが、設定料金は袋の実費程度にとどめている市町村もあり、こうした場合はごみ処理そのものが有料とはいえません。

ごみ有料化を先駆的に取り組み、『伊達方式』と呼ばれるほど全国的にも有名な胆振管内伊達市では、平成元年の有料化開始時点から現在に至るまで、可燃、不燃、大型ごみは従量制を採用しています。可燃ごみは緑色、不燃ごみは黄色の半透明指定袋で排出します。ごみ処理手数料は40リットル60円、20リットル30円と設定されています。なお、大型ごみは1点につき1枚60円の処理券を貼り、清掃センターに電話して収集してもらおう仕組みです。今では、この排出方法がほぼ定着しルール違反がほとんど見られない状況だということです。問題点としては再生资源の缶などが不燃ごみに出されている実例が時々見かけられることだといえます。

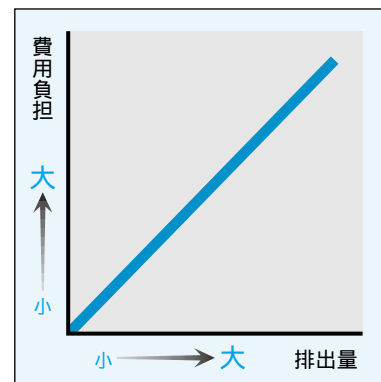
多量の場合のみ



定額制



従量制



ごみ有料化の代表制度